

令和5年第1回

長与町議会定例会会議録

令和5年3月 7日開会

令和5年3月23日閉会

長与町議会

令和5年第1回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和5年3月7日
本日の会議 令和5年3月7日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

| | | |
|------------|------------|-------------|
| 1番 八木亮三議員 | 2番 松林敏議員 | 3番 西田健議員 |
| 4番 浦川圭一議員 | 5番 中村美穂議員 | 6番 安部都議員 |
| 7番 内村博法議員 | 8番 安藤克彦議員 | 9番 金子恵議員 |
| 10番 岩永政則議員 | 11番 堤理志議員 | 12番 河野龍二議員 |
| 14番 竹中悟議員 | 15番 西岡克之議員 | 16番 山口憲一郎議員 |

欠席議員

なし

職務のため出席した者

| | |
|---------------|--------------|
| 議会事務局 長 青田浩二君 | 議事課 長 福本美也子君 |
| 係 長 江口美和子君 | 主 任 村田潤哉君 |

説明のため出席した者

| | |
|-------------------|-------------------|
| 町 長 吉田慎一君 | 副 町 長 鈴木典秀君 |
| 教 育 長 金崎良一君 | 総 務 部 長 日名子達也君 |
| 企 画 財 政 部 長 森川寛子君 | 建 設 産 業 部 長 山口新吾君 |
| 住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君 | 健 康 保 険 部 長 富永正彦君 |
| 水 道 局 長 田中一之君 | 会 計 管 理 者 宮崎伸之君 |
| 教 育 次 長 山本昭彦君 | |

会議録署名議員

12番 河野龍二議員 14番 竹中悟議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時48分

令和5年第1回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 3月7日（火） ～ 3月23日（木） 17日間

| 月 | 日 | 曜 | 時 間 | 区 分 | 備 考 |
|----|----|------|------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 7 | 火 | 9:30 | 本会議 | 議長報告、行政報告、施政方針説明、報告事項 議案上程（提案理由説明） （全員協議会） |
| | 8 | 水 | 9:30 | 本会議 | 一般質問（5名） （午前）八木議員・金子議員 （午後）内村議員・西岡議員 安藤議員 |
| | 9 | 木 | 9:30 | 本会議 | 一般質問（5名） （午前）堤議員・安部議員 （午後）中村議員・西田議員 松林議員 |
| | 10 | 金 | 9:30 | 本会議 | 一般質問（1名） （午前）河野議員 議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案） |
| | 11 | 土 | — | 休 会 | |
| | 12 | 日 | — | 休 会 | |
| | 13 | 月 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査 |
| | 14 | 火 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査 |
| | 15 | 水 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査 |
| | 16 | 木 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査 |
| | 17 | 金 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査 |
| | 18 | 土 | — | 休 会 | |
| | 19 | 日 | — | 休 会 | |
| | 20 | 月 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査予備日 |
| | 21 | 火 | — | 休 会 | |
| | 22 | 水 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ |
| 23 | 木 | 9:30 | 本会議 | 委員長報告・採決（委員会付託議案） | |

| | | |
|----|-----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 1番 | 八木 亮三 議員 ① 政策形成・実施における科学的・合理的・法的根拠の重要性について |
| 2 | 9番 | 金子 恵 議員 ① 行財政運営について ② 公園の管理・整備について |
| 3 | 7番 | 内村 博法 議員 ① 図書館及び健康センターの複合化施設建設計画について ② 上水道及び下水道の整備について |
| 4 | 15番 | 西岡 克之 議員 ① 安心して安全な子育て環境の整備について ② 長与町の諸問題について |
| 5 | 8番 | 安藤 克彦 議員 ① 水産業の振興について ② 移住促進の取組について |
| 6 | 11番 | 堤 理志 議員 ① 子どもの居場所づくりについて ② パートナーシップ宣誓制度について ③ 希望がもてる令和5年度の行政運営について |
| 7 | 6番 | 安部 都 議員 ① 小中学校の卒業・入学式や授業でのマスク着用について ② 公共施設などのユニバーサル視点でのバリアフリー対策について |
| 8 | 5番 | 中村 美穂 議員 ① 防災行政について ② 学校の防犯カメラの導入について |
| 9 | 3番 | 西田 健 議員 ① 安全な生活環境づくりの取り組みについて ② 中尾城公園の草スキー場整備について |
| 10 | 2番 | 松林 敏 議員 ① 避難所運営について ② 公共施設等不具合通報アプリの導入について ③ 関係人口・交流人口の創出について |
| 11 | 12番 | 河野 龍二 議員 ① 公共施設利用について ② 学校給食費の軽減対策について |

令和5年第1回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

令和5年3月7日（火）
午前9時30分 開議

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 備考 |
|----|------|--------------------------------------------------|----|
| 1 | — | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | — | 会期の決定 | |
| 3 | — | 議長報告 | |
| 4 | — | 行政報告 | |
| 5 | — | 施政方針説明 | |
| 6 | 報告1 | 定林橋側道橋上部工工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について | |
| 7 | 報告2 | 町道長与中央線舗装繕工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について | |
| 8 | 報告3 | 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について | |
| 9 | 2 | 長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 10 | 3 | 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | |
| 11 | 4 | 長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | |
| 12 | 5 | 長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | |
| 13 | 6 | 長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例 | |
| 14 | 7 | 令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号） | |
| 15 | 8 | 令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | |
| 16 | 9 | 令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | |
| 17 | 10 | 令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号） | |
| 18 | 11 | 令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） | |
| 19 | 12 | 令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第2号） | |
| 20 | 13 | 令和4年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号） | |
| 21 | 14 | 令和5年度長与町一般会計予算 | |

○議長（山口憲一郎議員）

皆さまおはようございます。皆さまにお知らせをいたします。広報ながよに掲載するために町長の施政方針の際に秘書広報課の写真撮影を許可しておりますので、皆さまよろしくお願いをいたします。開会に先立ちまして皆さまに申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただ今から令和5年第1回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、12番河野龍二議員、14番竹中悟議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの17日間に決定いたしました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配布したとおりであります。次に、請願陳情について申し上げます。請願はありません。陳情は3件で、参考配布としております。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。日中は少しずつ寒さも緩み、早いもので花の蕾もほころぶ季節となってまいりました。新型コロナウイルスの感染状況は全国的に落ち着きを取り戻しておりますが、花粉症の猛威はこれからが本番となりますので、議員各位におかれましては引き続き健康にご留意されご自愛いただきたいと思います。さて令和5年第1回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中に出席を賜り厚くお礼申し上げます。本日から開会をしていただくわけですが、本議会におきましても新年度の当初予算をはじめ多くの議案を提出いたしております。長期間になることと思いますが、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは令和4年12月から令和5年2月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配布させていただいておりますので主要な部分のみご報告をさせていただきます。まず12月1日に民生委員児童委員退任者感謝状贈呈式ならびに新任・再任者委嘱状伝達式を執り行いました。今回任期満了に伴い15名の皆さまがご退任をされますが、長きに渡るこれまでのご尽力に対しまして心から感謝申し上げる次第でございます。1月に入りまして、5日には、郷土愛を育むとともに長与町の魅力発信の一助

となることを期待いたしまして、長与の風景などをデザインいたしましたカラフルでかわいい50cc以下のミニバイク用ナンバープレートの交付式を行いました。8日には、昨年まで開催していました成人式を長与町二十歳のつどいと名称を変更し、未来を担う20歳の若者430名の新たな門出をお祝いいたしました。9日には、長与町消防出初式を執り行い、消防活動に功績いただきました消防関係者の皆さまへ表彰状および感謝状の授与を行っております。19日には、長与南小学校の児童の皆さんと子ども議会という形で、ほっとミーティングを開催いたしました。当日は、児童の代表が議員となり、自分たちが感じた疑問や課題についての的確に質問し、時には町に対して提案をするなど小学生とは思えないほどの堂々としたやりとりに、長与の子どもたちの頼もしさを垣間見ることができました。2月に入りまして2日に長崎西彼農業協同組合と災害時等における施設利用に関する協定締結式を執り行いました。本協定により災害による大規模な停電時にもエネルギーの供給が可能な長与支店を利用させていただくことができるようになり、町民の安心感の向上に寄与できるものと期待するところでございます。10日には、静岡県で行われた体力づくり優秀組織表彰式に出席し、文部科学大臣賞を受賞してまいりました。今回の受賞はこれまで本町が取り組んできました健康ポイント事業やヘルシーウォーキング事業、エンジョイスports事業など、健康づくり、体力づくりの地道な取り組みと事業にご協力くださった関係者皆さまのお力添えが評価されたものでございます。今回の受賞を励みに引き続き関係各位と協力しながら健康・体力づくりの事業を実施し、さらなる健康寿命の延伸に努めてまいりたいと考えております。そこで15日には、今後さらに事業を進めていく新たな仲間として民間企業5社と健康づくり連携協定締結式を執り行いました。本協定は、町民の健康寿命の延伸に向けた取り組みの一環として締結したもので、今後あらゆる場面で連携、協力して健康づくりを推進していくものでございます。そのほかお手元に配布のとおり多くの会議、事業等がっております。次に載せております5,000万円未満の入札結果と併せましてご参照いただければと存じます。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第5、施政方針説明を行います。施政方針について町長の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは本定例会におきまして令和5年度当初予算をはじめ各種の議案審議をお願いするに当たり、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じております。

昨年からオミクロン株による新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に加え、ロシアのウクライナ侵攻など国際情勢の急激な変化による物価の高騰など、私たちを取り巻く状況は厳しさを増しております。そのような中でも長与町では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策を講じながら、これまで自粛を余儀なくされてきました各

種行事等を徐々に再開するとともに、町民の生活や経済の停滞がないよう非課税世帯等への給付金の支給や、プレミアム付き商品券の発行をはじめとする経済対策も行っていました。新型コロナウイルス感染症につきまして、国は5月8日から現在の2類相当から5類に移行することを決定しました。感染症法上の位置付けの変更に伴いさまざまな政策や措置の見直しが行われることと思いますが、町といたしましてはこれまでと同様に感染拡大防止に向けて努力をしております。

さて我が国の経済はウィズコロナの下で緩やかな景気回復は続いています。一方で国民生活に身近なエネルギーや食料品を中心に物価上昇が継続し依然として厳しい状況が続いています。政府におきましては物価高から国民生活と事業活動を守り抜くためのさまざまな支援を行うとともに新しい資本主義を加速させ、人への投資の抜本的強化と成長分野への労働移動の円滑化による構造的賃上げの実現と、成長分野への大胆な投資拡大を図るとしております。令和5年度の国の予算編成における基本的な方針では、こども・子育て支援の強化、グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けた民間投資を支援する仕組みの創設、デジタル田園都市国家構想の下での地方公共団体のデジタル実装の加速化や地方創生に資する取り組みへの支援など、現下の重要課題に正面から向き合い一定の道筋を付けているところでございます。

一方長崎県におきましても、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格や物価の高騰によりさまざまな分野で影響が生じており、県民生活を下支えし県内の経済活動に対する影響をできる限り抑えるため、迅速かつ的確な施策の構築に努めるところでございます。とりわけ令和5年度は人口減少対策を最重要課題として、安心して結婚、妊娠、出産、子育てできる環境の支援や子どもたちの教育環境の整備など、子ども政策を県政の基軸に位置付けることとしているところでございます。

本町におきましても、人口減少への対応は重要課題であります。特に若い世代の転出が顕著であるため、より一層まちの魅力を向上させ、選ばれるまちづくりに力を注ぐ必要がございます。また、令和5年度は、第10次総合計画の3年目の年となります。令和7年度の目標に向かって取り組みを一層加速させなければならないと考えております。

今議会にてご審議いただく令和5年度一般会計当初予算は、144億5,788万7,000円、前年度比で3.1%の増という状況でございます。歳入につきましては、景気の緩やかな回復や徴収率の向上などによる町税の増収や地方交付税の増などにより増額を見込んでおります。歳出につきましては、社会保障費、原油価格の高騰や賃金水準の上昇に伴う経常的な経費が増加傾向にあること、高田南土地区画整理事業や複合施設の整備などの大型事業に加え、こども政策分野やDX推進への対応、教育関連事業等各分野で多くの経費を必要としております。今後の財政運営につきましては、急速な少子高齢化の進行や人口減少への対応、公共施設やインフラの老朽化対策に加え、物価高騰の影響による資材価格の値上がりも各種経費に大幅な影響を及ぼすことが懸念をされており、さらに厳しい状況となることが想定されます。このような状況下、限られた予算を効果的に活

用するため、事業のあり方の見直しやデジタル化や協働の推進を図るなど、事業の手法の変更についても検討しながら将来を見据えた事業の構築を図っていく必要があると考えているところでございます。

それでは令和5年度における主要事業等につきまして、所管ごとに説明を申し上げます。まず総務部でございます。第5次長与町行政改革大綱実施計画に基づいた行政改革の遂行、また、業務改善に取り組みながら業務の効率化、経費の節減、事業の充実、住民サービスの向上を目指し、効果的、効率的な行政運営に努め一層の行政改革を推進してまいります。また、人事評価制度や、職員研修などを活用した職員の資質の向上と人材育成を行うとともに、超高齢社会や大規模災害の対応をはじめ行政需要の多様化など、社会状況の変化に応じた適正な人員配置と組織編成を図ってまいります。情報政策部門におきましては、さらなる自治体DXの推進を図るため新たにSNSアプリLINEを使用した行政手続を可能とする環境を構築し、住民サービスのさらなる向上と業務の効率化を進めてまいります。契約管理部門におきましては、入札、契約手続きの厳正な執行に当たり、さらなる入札方法の研究や事務の簡素化、効率化に努め透明性、公平性の確保を目指します。町有財産につきましては、長期的な視点による老朽化対策と適切な維持管理、修繕によるトータルコストの縮減や平準化を図りながら、町有地の売却や有効利用による自主財源の確保に努めてまいります。また、特別会計から一般会計へ移行しました駐車場事業につきましては、適切な管理、運営に取り組みます。消防防災事業では、消防団を核とした地域防災力の充実強化を図るため、第2分団消防格納庫の建設のほか、消防用備品の整備、団員の処遇改善を図ってまいります。また近年頻発しております大規模災害に備えまして、民間事業者との協定締結や関係団体との連携体制をさらに強化し、安全・安心なまちづくりの確立に努めてまいります。地域協働では、安全・安心な暮らしを支える最も身近な住民組織である自治会や地区コミュニティの活動を引き続き支援し、活動に対する理解の醸成と加入、参加の促進を図るため各種媒体や昨年作成いたしました自治会加入促進動画を活用した情報発信に努めてまいります。また、住民組織間の情報交換等の機会創出や体制づくりを行い、各組織の活動活性化に向けて取り組んでまいります。協働のまちづくりにつきましても今後とも職員研修をはじめとする意識醸成に取り組んでまいります。交通安全対策事業では、交通安全運動や参加体験型講習等を関係団体と連携して実施し、交通マナーの向上と交通安全意識の高揚を図ってまいります。防犯対策事業では、ニセ電話詐欺等の被害防止に向け警察等と連携した確かな情報提供と相談体制の充実に努めてまいります。広報広聴部門では、広報紙、公式ホームページ、公式SNSなど、それぞれの強みを生かした正確で分かりやすい情報発信に努めてまいります。

次に企画財政部でございます。まず本町のまちづくりの基盤であり地方創生総合戦略を包含いたしました長与町第10次総合計画につきまして、成果目標を意識した実効性のある事務事業評価および施策評価を実施するなど、所管各課との連携により適切な進行管理に努めてまいります。これにより本計画の効果的な推進を図り、住みたい・住み続

けたいと思っただけのような魅力あるまちづくりを進め定住の促進を図ってまいります。本町への移住に関しては興味、関心がある方への情報発信や、県等との連携によるデジタルを活用したきめ細かな相談体制整備のほか、各種支援制度など移住を後押しする取り組みを進めてまいります。また、結婚を希望する方に対して結婚事業に関する情報や出会いの機会を提供するため、より効果的なイベントなどの開催や、関係機関、県内自治体と連携した広域的な取り組みの充実を図ってまいります。豊かで活力ある社会を実現するためには、男女の人権が尊重され、性別に関わりなくその個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現も重要でございます。長与町第4次男女共同参画計画に基づき本町における男女共同参画社会づくりに向けた取り組みの推進と、女性が活躍できる社会づくりを進めてまいります。図書館と健康センターの複合施設の整備につきましては、基本設計そして実施設計に取りかかります。当複合施設が町民に親しまれ多くの方に利用していただけるものとなるように、町民の皆さまのご意見もお聞きしながら設計を行ってまいります。また、地方創生事業の充実等を図るため企業版ふるさと納税の取り組みにつきましても推進してまいります。なお、本年4月、県立大学シーボルト校に情報セキュリティ産学共同研究センターが開設されます。入居企業の県内進出も期待されることから、これまで以上に大学との連携を深めるとともに入居する企業との関係づくりにも努めてまいります。課税事務につきましては、町税が本町歳入の根幹をなすことから、課税客体の的確な把握と適正かつ公正な課税に努めてまいります。その町税等の徴収につきましては、平成28年度の租税・公課の徴収一元化を機に、令和3年度決算におきまして約2億5,000万円の未収金の圧縮と、3.64%の徴収率向上を実現いたしました。引き続き法令に基づく専門的かつ効率的な業務を推進するとともに、滞納要因に着目した生活再建型滞納整理を推進することで安定的な税収の確保に努めてまいります。

続きまして、住民福祉部でございます。誰もが健やかに安心して暮らすことができるよう子育てや住民福祉の充実と生活環境の向上を念頭に置き、町民に寄り添ったサービスの提供を進めてまいります。住民窓口では、行政における基盤情報である住民基本台帳、戸籍およびマイナンバー等の適正管理を徹底するとともに丁寧で信頼される接遇を心がけ、住民目線の窓口サービスの提供を行ってまいります。それとともに、各種行政手続きのオンライン化を含めたDX社会への基盤となるマイナンバーカードのさらなる普及と利用促進を図ります。地域の環境づくりにおきましては、「ゼロカーボンシティ長与」宣言の下、長崎市、時津町と共に策定する地球温暖化対策実行計画に基づきまして、町民や事業者と連携を図りながら脱炭素社会の実現を目指し実効性のある取り組みを展開してまいります。また、その一翼を担う廃棄物処理につきましては、未来へ向けて持続可能な生活環境となるよう、住民や各種団体等と協働してごみの減量化や適正処理に取り組み、長与・時津環境施設組合とも連携を行い、カーボンニュートラル実現と並行して循環型社会の形成を推進してまいります。子育て支援につきましては、高校生までの全ての子どもたちが安心して医療を受けることができるよう、現在中学生までの医療費助成を高

校生までに拡大をいたします。本町では令和5年4月分からを医療費助成の対象とし、10月をめどに事業を開始をいたしてまいります。また、有償の住民参加型福祉サービスであるファミリーサポートセンター事業につきましては、今年度より高田保育所を新たに加え、町による直営の運営を行い、育児に対する負担感を和らげる体制づくりを拡充してまいります。母子事業では、妊娠時から全ての子育て家庭に寄り添い、相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援事業を令和5年3月から実施をいたしているところでございます。伴走型相談支援といたしまして、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産届出時の合わせて3回の面談を通しまして、出産や育児の見通しを立てやすくすることを目的としているところでございます。経済的支援といたしましては、妊娠届を提出した妊婦1人当たり5万円、出産届出時に新生児1人当たり5万円を給付をいたします。母子支援対策をさらに強化し長与町の子育てに関する情報の発信に努め、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりに努めてまいります。地域福祉につきましては、平成30年から随時策定をお願いをしております避難行動要支援者等の個別計画につきましては、引き続き自治会、自主防災組織および関係機関と連携を図りながら、要配慮者の災害時における支援がスムーズに行えるよう更新を進めてまいります。また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会など地域と密着した機関、団体との情報交換、情報共有を図りながら、地域福祉の推進に努めてまいります。高齢者福祉につきましては、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できる環境づくりに努め、外出の機会や健康づくりを支援してまいります。障害者福祉につきましては、令和5年度が第4次障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の最終年度となりますので、これまでの取り組みについて十分に検証を行い、社会環境の変化や地域の多様化する課題に対応する次期計画を策定し、きめ細やかな障害福祉サービスの提供に取り組んでまいります。

続きまして、健康保険部でございます。感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症への基本的な感染対策は継続しながら、ウィズコロナ、アフターコロナに対応した対策を推進してまいります。健康づくりにつきましては、本町の健康づくりの基盤であります健康増進計画第2次健康ながよ21の最終年度であることから、これまでの取り組みにつきまして十分に検証を行うとともに、町民の皆さま方が生涯にわたって心身ともに健康な暮らしを営めることを目指し、次期計画を策定いたしてまいります。6年目を迎える健康ポイント事業は、長崎県が導入した健康づくりアプリに参加しリニューアルして実施することで、健康づくりの裾野をさらに広げてまいります。また、遊び心あふれるウォーキングイベントを開催し、コロナ禍でも楽しめる飽きのこない仕組みづくりを進めてまいります。高齢者の健康増進の取り組みにつきましては、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、虚弱な状態を改善する対策を含めた高齢者の健康づくりを効率的かつ効果的に推進してまいります。国民健康保険事業につきましては、医療費の増加による負担増につながらないよう、特に特定健診の受診率向上のためのPRの強化

や後発医薬品の使用促進等に努めてまいります。介護保険事業につきましては、長与町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づきまして、地域包括ケアシステムの深化・推進、世代をこえた支え合いと一人ひとりの安心・生きがいをづくりの推進、適切な介護保険サービスの提供と質の向上に取り組んでいるところでございます。引き続き高齢者の介護予防、健康づくりに関する事業を推進してまいります。地域支援事業におきましては、第1層協議体ならびに生活支援コーディネーターを中心に住民相互の支え合い体制の強化を図るほか、認知症対策にも注力をしてまいりたいと考えております。また、令和5年度は長与町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の最終年度となりますので、第8期計画の検証を踏まえた令和6年度からの次期計画であります第9期介護保険事業計画の策定を行うとともに、保険料の急激な上昇につながらないように介護保険事業の健全な運営を図ってまいります。

続きまして、建設産業部でございます。ふるさと長与応援寄附金につきましては、返礼品となる地場産品等のさらなる掘り起こしを行うとともに、効果的なPRを図るなど町を知り応援していただけるよう努めてまいります。農業振興では、本町の基幹作物であるミカンの生産効率化、省力化を図るため農地の基盤整備を推進するほか、品質向上やブランド化、優良品種への更新などに継続した支援を行い、農家の所得向上につなげてまいります。また、農産物直売所における安心・安全な農作物の充実に向けた畑作物拡大事業、有害鳥獣被害防止対策、スマート農業普及のための環境整備、耕作放棄地発生防止対策など各種事業も継続して実施をしてまいります。水産関係では、大村湾漁業協同組合など関係機関と連携し、ナマコの稚魚放流や藻場の再生、カキの養殖体験事業など、漁場の改善とつくり育てる漁業を推進してまいります。また、農業体験、漁業体験などのグリーン・ツーリズムの充実、新たな観光資源の発掘など、大村湾の豊かな地域資源を活用し交流人口の拡大にも努めてまいります。林業関係では、森林経営管理制度の推進を図るほか、引き続き丸田谷・皆前地区や岡郷大迫地区における治山事業を実施するなど、県当局の指導を仰ぎながら山地防災の強化に進めてまいります。商工観光関係では、町内事業者の経営環境への支援や新たな創業に向けた創業塾の開催、チャレンジショップの取り組み強化、デジタルツールの効果的活用など、引き続き西そのぎ商工会と連携した情報発信、事業発展に向けた取り組みを展開してまいります。また、企業立地に係る各種奨励制度の周知を行うとともに、県立大学や関係機関との連携によりテレワーク施設の活用も含め立地促進に努めてまいります。そのほか中止が続いていました長与川まつりや長与シーサイドマルシェなど、以前のように町内外から多くの来場者で賑わうイベントとして再開し、実行委員会との連携により交流人口の増加と町の活性化につなげてまいります。次に建設関係ですが、都市計画道路西高田線につきましては、幅員が狭小な高田踏切から長崎北陽台高校入口付近の道路拡幅工事、ならびに工事施工区間から役場方面に向けての用地購入および建物移転補償を進めているところでございます。本区間における交通の円滑化と歩行者の安全確保に向け、引き続き事業を進めてまいります。国道207号の未整備区

域およそ3.7キロメートルにつきましては、近隣市町と連携し国、県に要請してまいります。町道に架設されている橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づき詳細点検、修繕を行い、維持管理コストの縮減に努めてまいります。また、町道の維持管理につきましても、安全な道路環境を維持するため緊急性を考慮した計画的な舗装の補修、打ち替えなどを行ってまいります。公園につきましては、長寿命化計画に基づき遊具等の長寿命化を行い、憩いと安らぎの場として多くの方が集い遊べる公園となるよう事業を進めてまいります。急傾斜地崩壊対策事業につきましては、土砂災害の危険から住民の安全を守るため、災害の未然防止、減災に向けた取り組みを進めてまいります。町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき詳細点検、補修設計を行い、早期の修繕による維持管理コストの削減に努めてまいります。高田南土地地区画整理事業につきましては、事業の長期化により地権者の方々には大変ご迷惑をおかけしております。事業の早期完成に向けた残工事の一括施工が本格的に動きだしまして本年度は4年目でございます。区域内では令和7年3月末工事完成を目指して大規模な土工事、道路工事、宅地造成工事等を進めております。今後も長崎県と密接に連携し、1日も早い工事完成を目指して事業を進めてまいります。

続きまして、教育委員会でございます。心を育む教育と文化の創造のさらなる充実を目指して、次のような内容に取り組んでまいります。教育環境の充実といたしましては、安全で安心な学校施設の維持管理に努めるほか、学校トイレの洋式化、普通教室および特別教室のLED照明化など学校施設の機能性と快適性も向上しながら教育環境の充実を図ってまいります。ICT環境整備として令和4年度から始動いたしましたGIGAスクール運営支援センターのさらなる有効活用によるICT機器トラブル時の迅速な対応や、教職員の学校現場におけるICT対応のスキルの向上を目指します。学校教育では本格的に動き始めましたGIGAスクール構想に基づき、ICT環境の整備と利活用をさらに進めます。1人1台端末や電子黒板、オンライン学習といった先端技術等を効果的に用いることで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、学習指導要領に基づいた児童生徒の資質、能力の向上に努めるとともに、Society5.0の時代を見据え、基礎的読解力や数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力の習得などを推進してまいります。また、多様な教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ることで、児童生徒の健やかな成長、自立を目指してまいります。令和3年度より取り組んでおります中学校部活動の休日の地域移行に関しましては、文部科学省が示しております令和5年度から3年間の改革推進期間に基づきまして、町立中学校の休日の運動部活動は令和5年4月から地域移行し、文化部活動につきましても段階的に進めてまいります。加えて令和5年4月から学校給食費の公会計化を実施いたします。このことにより教職員の業務負担軽減、会計の透明性、公平性の確保と不正の防止、保護者の利便性の向上等を図ってまいります。生涯学習では出会い、ふれあい、学びあいをモットーに、町民の皆さまが主体的に生涯学習に取り組めるよう各公民館等における講座の充実と自主グループ活動の育成や支援に

努めるほか、多目的研修集会施設の屋根防水工事を実施するなど、適切な施設の維持、管理も図りながら、生涯学習のまちづくりを進めてまいります。青少年の健全育成では、子どもたちの休日の居場所づくりとして毎月1回、土曜日に開催しております地域子ども教室のほか、家庭教育学級やメディア安全指導等の充実を図り、家庭や学校、地域が一体となった青少年の健全育成に取り組んでまいります。文化芸術の振興では、引き続き長与三彩関連遺構の発掘調査を行うと同時に各種講座等を通じまして文化財に関する理解と郷土愛の育成を図るとともに、伝統芸能の継承と地域文化の振興を推進するため郷土芸能保存会と協力し、第9回郷土芸能大会を開催いたします。スポーツの振興では、皆さまからいただいております施設使用料も活用させていただき、利用者皆さまが安全で快適に利用できるよう、適切な施設の維持、管理と利便性の向上を計画的に進めながらスポーツ環境の充実と振興を図ります。また遊び心のあるまちづくりの一つとして、引き続き大村湾を活用した海洋スポーツの企画、推進に努めてまいります。教育委員会ではさまざまな取り組みを通じまして、学校、家庭および地域住民がお互いに手を携え、町民を挙げて子どもたちの健やかな成長を育むとともに、誰もが生涯にわたって学び続け、生きがいを持って活躍できる地域社会の実現を目指してまいります。

最後に水道局でございます。水道事業、下水道事業ともに人口減少による料金収入減少や老朽施設の更新費用増大が現実味を帯びてくる中で、安定したサービスを提供するため中長期計画等に基づいた事業の実施により、経営の健全化、基盤強化、サービスの効率化等に取り組んでいるところでございます。まず、水道事業でございますが、重要なライフラインの一つとして、安全で良質な水を安定的に供給することを最大の使命として取り組んでおります。施設整備におきましては、高田南土地区画整理事業の工事進捗に合わせた配水管の布設や老朽化した配水管の更新を行い、計画的な耐震化を図ってまいります。また、第1浄水場の老朽化に伴い長崎市と協議を進めてまいりました浄水場共同整備につきましても、長与町の水事業の大きな転換点になるものと考えておりますが、これからの水道事業の在り方を慎重に考えた上で、適切な時期に明確な方向性を示したいと考えているところでございます。次に、下水道事業でございますが、町民の快適な生活環境を保持すると同時に、大村湾の水質保全に寄与することが求められているところであります。汚水の処理施設であります長与浄化センターにおいては、引き続き効率的、効果的な維持管理に努めてまいります。また、施設整備におきましては、管路施設を中心に事業を実施し、ストックマネジメント計画に基づいた汚水管渠やマンホールの調査、修繕、更新に取り組めます。また、県および市町等が連携し、持続可能な事業運営を確保するための広域化、共同化の取り組みにつきましても積極的に調査、研究をしてまいります。

大変長くなりましたが、以上が令和5年度の町政運営に対する基本姿勢および重点施策、主要事業等でございます。私をはじめ全職員一丸となって、幸福度日本一のまちを目指して、活気とやすらぎに満ちた、魅力あるまちづくりに邁進してまいりますので、議会をはじめ町民の皆さま方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

ございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で施政方針説明を終わります。

日程第6、報告1 定林橋側道橋上部工工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてから、日程第8、報告3 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についての3件の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今ご案内ありました報告1から報告3につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆さまおはようございます。それでは報告1 定林橋側道橋上部工工事請負契約の変更に係る専決処分につきましてご報告をいたします。本報告は、令和3年12月の第4回定例会におきまして議決いただきました定林橋側道橋上部工工事請負契約につきまして、当初の請負金額5,597万9,000円に458万8,100円を増額し、請負金額を6,056万7,100円として変更契約の締結を行うために、地方自治法第180条第1項の規定によりまして令和5年2月21日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりまして報告するものでございます。今回の主な変更概要といたしましては、世界的な資材の高騰により側道橋の材料である鉄の価格も著しく高騰したことから、長与町建設工事標準請負契約書第26条第5項に基づき、請負工事費を増額変更するものでございます。

続きまして、報告2 町道長与中央線舗装修繕工事請負契約の変更に係る専決処分につきましてご報告いたします。本報告は、令和4年9月の第3回定例会におきまして議決いただきました町道長与中央線舗装修繕工事請負契約につきまして、当初の請負金額6,962万2,300円に324万9,400円を増額し、請負金額を7,287万1,700円として変更契約の締結を行うために地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和5年2月21日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりまして報告するものでございます。今回の主な変更概要といたしましては、現地精査の結果、路面損傷調査時より舗装の損傷範囲が広がっていたことから、施工範囲を変更したことにより請負工事費を増額変更するものでございます。続きまして、報告3 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして、ご報告いたします。本報告は本町平木場郷で発生した物損事故に係るもので、和解及および損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和5年2月7日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりまして報告するものでございます。なお、和解および損害

賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、令和4年12月10日午前8時頃、相手方が町道を車で走行中、ずれ落ちた側溝蓋が相手方車両の底に接触し、その一部が破損したものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割とし、その損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し本町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は10万1,332円でございます。なお、事故後直ちに現地側溝の補修を行っております。今後も引き続き適切な道路の維持管理の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第9、議案第2号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例から日程第13、議案第6号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議案となりました議案第2号から第6号につきまして提案理由を申し上げます。はじめに議案第2号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は長崎県の補助事業として高校生世代に対する福祉医療費助成事業が令和5年4月1日より行われることを受け、町が定める条例においても福祉医療費の助成対象を高校生世代に拡大するものでございます。また高校生世代につきましては、県の制度設計に基づき支給方法を償還払いとするため支給の方法に係る規定のうち現物給付に関する規定を変更し、事業の開始初年度の高校生世代につきましては事務手続きに時間を要することから申請期間を令和5年10月1日からの開始とする特例規定を設けるものでございます。なお、附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日としているところであります。

続きまして、議案第3号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正、および子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては大きく3点ございます。まず1点目が子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に係る改正で、同法第19条第2項の内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議に係る規定が削除され、同法第19条は1項のみの条となるため所要の改正を行うものでございます。続きまして、2点目が学校教育法第25条の項の追加に係る改正で、同法第25条に幼稚園教育要領を定める際の配慮事項、および内閣総理大臣への協議事項を定める事項の2項が追加されたこ

とに伴う改正でございます。3点目が懲戒に係る権限の汎用禁止の削除に係る改正で、第26条の懲戒権に関する規定を削除するものでございます。なお、附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日とし、第26条の改正規定は公布の日から施行としているところでございます。

続きまして、議案第4号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、大きく5点ございます。1点目が安全計画の策定等の義務化に係る改正に併せ、安全計画の策定等に関する条文を追加するものでございます。2点目がインクルーシブ保育を可能とするための設備、人員基準の緩和に係る改正で、第10条について改正を行うものでございます。3点目が懲戒に係る権限の汎用禁止の削除に係る改正で、第13条の懲戒権に関する規定を削除するものでございます。4点目が感染症および食中毒の予防およびまん延防止に必要な措置の明確化に係る改正で、第14条第2項について改正を行うものでございます。5点目が自動車を運行する場合の所在の確認に関する条文を追加するものでございます。なお、附則につきましては、第1項では本条例の施行期日を、第2項では経過措置を規定するものでございます。

続きまして、議案第5号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、大きく5点ございます。1点目が安全計画の策定等の義務化に係る改正で、1年の間、努力義務とする経過措置が定められていることから本町でも同様の規定とするものでございます。2点目が自動車を運行する場合の所在の確認に関する改正。3点目が業務継続計画の策定等に係る改正。4点目が感染症および食中毒の予防およびまん延防止に必要な措置の明確化に係る改正。5点目が放課後児童支援員に関する規定に係る改正で、中核市の長が行う研修も放課後児童支援員認定資格研修の対象となる改正を行うものでございます。また研修修了者と見なす適用期間を令和7年3月31日まで延長するものです。なお、附則につきましては第1項では本条例の施行期日を、第2項では安全計画の策定等に係る経過措置を規定するものでございます。

続きまして、議案第6号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、出産育児一時金の額を48万8,000円とする健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、長与町国民健康保険条例第7条第1項に規定する出産育児一時金の額を、現行の40万8,000円から48万8,000円に改めるものでございます。なお、附則につきましては、第1項では本条例の施行期日を、第2項では経過措置を規定するものでございます。

以上が議案第2号から第6号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

場内の時計で10時50分まで休憩いたします。

（休憩 10時36分～10時50分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14、議案第7号令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）から、日程第20、議案第13号令和4年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題といたします。

ただ今一括議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただ今一括議題となりました議案第7号から第13号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに、議案第7号令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ8億1,808万円を減額いたしまして、補正後の総額を143億1,071万1,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。歳入の1款町税では、決算見込みにより町民税、固定資産税、軽自動車税および都市計画税を増額計上いたしております。9款地方特例交付金は、額の確定により増額計上。10款地方交付税は、普通交付税の再算定による追加交付分を計上。12款分担金及び負担金では、急傾斜地崩壊対策事業分担金を減額計上いたしました。14款国庫支出金では、決算見込みにより児童手当負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を減額計上。また、国の補正予算に伴う道路橋長寿命化による安全性の確保補助金、および活力創出基盤整備総合交付金を増額計上いたしております。15款県支出金では、額の確定により国民健康保険基盤安定負担金を増額計上。また、決算見込みにより児童手当負担金および急傾斜地崩壊対策事業補助金を減額計上いたしております。16款財産収入では、財政調整基金をはじめとする基金の運用収入を計上。18款繰入金では、財政調整基金繰入金、防災基金繰入金を減額計上いたしております。3ページをお開きください。19款繰越金では、令和3年度からの純繰越金の予算未計上分を計上。20款諸収入では、デジタル基盤改革支援補助金および過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金を増額計上。また、舗装補修工事負担金を減額計上いたしております。21款町債では、事業費の変動に伴う充当起債の増減額を計上。また、国の補正予算に伴う街路事業充当起債の増額計上、および橋梁維持補修充当起債を新たに計上いたしました。このほか、国の補正予算および高田南土地地区画整理事業の保留地処分金の事業費への充当により、土地地区画整理事業充当起債を減額計上いたしております。

続きまして、4ページからの歳出の主なものをご説明申し上げます。1款議会費では、

報酬および費用弁償等を減額。2款総務費では、減債基金積立金を増額計上。また、決算見込みにより電子計算機及び周辺機器等リース料および情報化推進技術使用料を減額計上いたしました。3款民生費では、決算見込みにより放課後児童クラブ運営費補助金、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、児童手当を減額計上。また、地域福祉ボランティア基金積立金を増額計上いたしております。4款衛生費では、決算見込みにより新型コロナウイルスのワクチン接種に係る経費、予防接種委託料および風疹抗体検査・予防接種委託料を減額計上いたしております。5款労働費では、再任用職員の配置に伴い施設長に係る人件費を減額計上。6款農林水産業費では、同様に再任用職員配置による施設長に係る人件費を減額。決算見込みにより肥料価格高騰対策事業補助金を減額計上いたしております。7款商工費では、決算見込みにより長与町事業継続支援金、長与町プレミアム商品券発行事業補助金および長与川まつり補助金を減額計上いたしました。8款土木費では、決算見込みによりまして、急傾斜地測量設計委託料、町道新設測量設計委託料、公園整備工事費、長与港改修事業地元負担金を減額計上。国の補正予算および保留地処分金の充当により土地区画整理事業特別会計繰出金を減額計上。また、国の補正予算に伴う橋りょう維持補修工事費、西高田線街路整備工事費を増額計上いたしております。続きまして、5ページをお開きください。9款消防費では、広域消防事業負担金を決算見込みにより減額計上。10款教育費では、教育振興基金への積立金を計上。また、決算見込みによりGIGAスクール運営支援センター委託料、高田小学校整備工事費、および再任用職員の配置に伴い施設長に係る人件費を減額。この他各種事業の中止や縮小に伴う不用額を減額計上いたしております。11款災害復旧費では、災害復旧に係る委託料および工事費を決算見込みにより減額計上。12款公債費では、元金償還金および利子を最終見込みにより計上。13款諸支出金では、土地開発基金への積立金を計上いたしております。以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

続きまして、6ページをお開きください。第2表繰越明許費補正では、6款農林水産業費1項農業費の藤の棟地区ため池整備事業負担金以下9件につきましては、繰越額の設定をお願いしているところでございます。続きまして、7ページをお開きください。第3表債務負担行為補正では、長与町ふれあいセンター等整備事業につきまして追加をお願いいたしております。8ページをお開きください。第4表地方債補正では、農村地域防災減災事業以下10件については限度額の変更をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照を願います。

続きまして、議案第8号令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,379万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を42億8,457万3,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。歳入の3款1項県補助金は、普通交付

金の増額見込みにより5,204万円を増額計上いたしております。4款1項財産運用収入は、財政調整基金積立金利子で7,000円を増額計上しております。5款1項他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定のほか、各種繰入金等の見込額により155万1,000円を増額計上いたしております。8款1項国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として19万8,000円を計上しております。次に、歳出につきましてご説明申し上げます。3ページをお開きください。2款1項療養諸費は、被保険者の療養給付費の増加により5,204万円を増額計上いたしております。同じく4項出産育児諸費は、出産見込み件数の減少により252万円を減額計上しております。5款1項基金積立金は、財政調整基金への積立金として1億944万7,000円を増額計上しております。8款予備費につきましては、収支の調整および財源組替により1億517万1,000円を減額計上しております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第9号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算総額から歳入歳出それぞれ233万1,000円を減額いたしまして、補正後の総額を6億956万2,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。歳入の3款1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定により233万1,000円を減額計上しております。次に、歳出につきましてご説明申し上げます。3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、先ほど説明いたしました保険基盤安定負担金の確定により同額を減額計上いたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いします。

続きまして、議案第10号令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定の既定予算総額に歳入歳出それぞれ450万8,000円を追加し、補正後の総額を31億7,260万3,000円、介護サービス事業勘定の既定予算総額から歳入歳出それぞれ17万8,000円を減額いたしまして、補正後の総額を3,302万8,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。保険事業勘定の歳入につきましては、6款1項財産運用収入は介護給付費準備基金の預金利息でございます。7款2項基金繰入金は、介護サービス事業勘定への繰り出しを行うため保険事業勘定に基金の繰り入れを行うものでございます。次に、歳出につきましてご説明申し上げます。3ページをお開きください。4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金の預金利息に加え第7期計画剰余金の一部を基金へ積み立てるものでございます。6款1項償還金及び還付加算金は、過年度分の交付金、負担金に係る返還金。2項繰出金は、介護サービス事業勘定の歳入不足補填のための繰出金でございます。7款1項予備費につきましては、収支の調整のため減額するものでございます。続きまし

て、介護サービス事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。4ページをお開きください。1款1項介護予防給付費収入は、ケアプラン作成費等の減少が見込まれるため減額補正を行うものでございます。4款1項保険事業勘定繰入金は、当該減額分を補填するための繰入金でございます。次に歳出につきまして、ご説明申し上げます。5ページをお開きください。1款1項指定介護予防支援事業費および2項介護予防・日常生活支援総合事業費は、ケアプラン作成委託料およびケアマネジメント作成委託料の減少見込みにより減額補正でございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いします。

続きまして、議案第11号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算総額12億2,513万8,000円は変更せず、歳入予算の財源の組み替えを行うものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。歳入につきましては、1款1項国庫補助金を2,508万5,000円。2款1項県補助金を501万7,000円増額し、3款1項一般会計繰入金を8億9,784万7,000円減額いたします。主な内容といたしましては、国庫補助金の補正内示および保留地処分金の充当に伴う歳入予算の財源の組み替えでございます。また、5款2項保留地処分金8億6,774万5,000円の増額につきましては、高田南土地区画整理事業における保留地の売却実績、および令和2年3月に締結しました高田南宅地整備事業の大規模保留地に係る契約代金の収入に伴う増額でございます。次に3ページの歳出についてですが、増減なしでございます。次に4ページをお開きください。第2表繰越明許費として、高田南土地区画整理事業の事業費6億7,800万円を計上しております。主な内容といたしましては、高田南土地区画整理事業の一括施工について、令和4年度の事業費を令和5年度に繰り越すものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いします。

続きまして、議案第12号令和4年度長与町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、第2条、予算第3条「収益的収入及び支出」の支出におきまして、第1款水道事業費用を1,400万円増額し、補正後の費用総額を7億4,778万円といたしております。これは、電気料金高騰に伴う長与町浄水場運転管理業務委託料の増額によるものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いします。

続きまして、議案第13号令和4年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、第2条、予算第3条「収益的収入及び支出」の支出において、第1款下水道事業費用を1,250万円増額し、補正後の費用総額を9億4,714万円といたしております。これは、電気料金高騰に伴う長

与町下水道施設維持管理業務委託料の増額によるものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いします。

以上が議案第7号から第13号までの提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第21、議案第14号令和5年度長与町一般会計予算から、日程第27、議案第20号令和5年度長与町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは引き続き、一括議題となりました議案第14号から第20号につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第14号令和5年度長与町一般会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和5年度一般会計予算の総額を144億5,788万7,000円といたしております。この予算規模は令和4年度に比べて4億3,255万4,000円、率にいたしますとおおよそ3.1%の増となっております。歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、2ページから7ページまでの第1表歳入歳出予算に記載しておりますが、その主なものをご説明申し上げます。歳入の1款町税45億8,768万3,000円を計上いたしております。景気の緩やかな回復や徴収率の向上などの要因から前年度比1億3,977万円の増額を見込んでおります。2款地方譲与税から7款地方消費税交付金までにつきましては、これまでの決算額や歳入状況を考慮し計上いたしました。3ページをお開きください。8款環境性能割交付金から11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、同様にこれまでの決算額や歳入状況を考慮し計上しております。12款分担金及び負担金では、児童福祉費負担金の保育料など1億6,023万8,000円を計上いたしております。13款使用料及び手数料では、児童福祉使用料、住宅使用料、スポーツ施設使用料やごみ収集手数料など合わせて1億7,427万1,000円を計上しております。14款国庫支出金では、障害者自立支援給付費負担金、障害児入所給付費等国庫負担金、保育所運営費負担金、および児童手当負担金などを計上いたしております。21億8,018万3,000円、前年度比6,515万6,000円の減額でございます。15款県支出金は、保育所運営費負担金、地域部活動推進事業補助金、福祉医療費補助金、長崎県議会議員一般選挙に係る事務委託金など12億1,552万4,000円を計上、前年度比2,492万9,000円の増額でございます。4ページをお開きください。16款財産収入は、511万4,000円を計上、前年度比190万円の減額でございますが、これは北陽台用地に係る土地貸付収入の減額によるものでございます。17款寄附金は、ふるさと長与応援寄附金を1億2,500万円と見込んで計上しております。

18款繰入金は、1項特別会計繰入金のほか、2項基金繰入金における財源調整としての財政調整基金および減債基金からの繰り入れと、特定目的基金からの繰り入れを合わせまして13億9,042万5,000円を計上、前年度比2,954万4,000円の増額でございます。19款繰越金は、前年度と同額の5,000万円を計上。20款諸収入は、3億1,837万3,000円を計上、前年度比1億3,665万7,000円の増額。これは、給食費の公会計化に伴う学校給食食材費負担金の新規計上が主な要因でございます。21款町債は、複合施設整備事業充当起債、土地区画整理事業充当債など12億6,040万円を計上いたしております。

次に、5ページからの歳出につきまして、主な内容をご説明申し上げます。1款議会費は、1億3,537万3,000円を計上、前年度比261万9,000円の減額でございます。2款総務費は、20億8,589万4,000円を計上、前年度比6億709万8,000円の増額。これは、13項図書館・健康センター複合施設整備費の増額が主な要因でございます。3款民生費では、57億9,679万1,000円を計上、前年度比7,820万円の増額でございます。これは、1項社会福祉費の障害児通所給付費の増額が主な要因でございます。4款衛生費は、14億2,050万7,000円を計上、前年度比で6,625万5,000円の増額。これは、2項清掃費のごみ処理費、3項下水道費の下水道施設事業費負担金の増額が主な要因でございます。5款労働費では、4,022万9,000円を計上、前年度比215万3,000円の増額。これは、働く婦人の家における改修工事費の増額が主な要因でございます。6款農林水産業費では、2億4,558万4,000円を計上、前年度比2,940万4,000円の増額でございます。これは、1項農業費の多目的研修集会施設における改修工事費の計上が主な要因でございます。続きまして6ページをお開きください。7款商工費では、1億1,322万8,000円を計上、前年度比3,496万2,000円の増額でございます。これは、長与町工場等設置奨励金の計上が主な要因でございます。8款土木費は、15億9,595万円の計上、前年度比4億4,302万3,000円の減額。これは、5項都市計画費の長与町土地区画整理事業特別会計繰出金の減額が主な要因でございます。9款消防費は、4億3,926万3,000円を計上、前年度比2,789万1,000円の増額。これは、広域消防事業負担金および消防格納庫建設工事費の増額が主な要因でございます。10款教育費は、12億3,722万を計上、前年度比1億129万2,000円の増額。これは、3項中学校費の地域運動部活動事業委託料および7項保健体育費の学校給食費の増額が主な要因でございます。11款災害復旧費は、前年度と同額の2,008万円を計上いたしております。7ページをお開きください。12款公債費は、13億512万6,000円を計上、前年度比6,670万円の減額。13款諸支出金は、264万2,000円で土地開発基金への積立金を計上、前年度比253万9,000円の減額でございます。14款予備費は、前年度と同額の2,000万円を計上いたしております。以上が歳入歳出予算の主な内容でございます。

8ページをお開きください。第2表債務負担行為では、子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定業務委託以下2件につきまして、期間ならびに限度額を定めております。9ページをお開きください。第3表地方債では、複合施設整備事業以下13件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法を定めております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いします。

続きまして、議案第15号令和5年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和5年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億2,443万8,000円といたしております。この予算額は前年度と比較して309万9,000円、0.1%の増となっております。内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算によりご説明申し上げます。歳入の1款国民健康保険税は7億5,088万3,000円を計上。2款使用料及び手数料は督促手数料として50万円を計上。3款県支出金は、保険給付費の財源及び事業費補助として県から交付されるものでございまして、31億2,741万8,000円を計上しております。4款財産収入は存目計上。5款繰入金は、一般会計からの繰入金2億4,142万7,000円を計上しております。6款繰越金は存目計上。7款諸収入は、延滞金等に420万8,000円を計上しております。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費は、国民健康保険事業の一般事務や国民健康保険税の賦課徴収に係る経費といたしまして2,486万1,000円を計上。2款保険給付費は、被保険者に係る療養給付費で30億7,321万円を計上しております。3款国民健康保険事業費納付金は、都道府県単位での保険財政運営のため長崎県へ納付するものでございまして9億3,996万5,000円を計上。4款保健事業費は、被保険者の疾病予防や特定健診および特定保健指導の実施に係る経費として6,827万8,000円を計上しております。5款基金積立金は存目計上。6款公債費は100万円を計上しております。7款諸支出金は、過年度分の精算金等として712万3,000円を計上しております。4ページをお開きください。8款予備費では1,000万円を計上しております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いします。

続きまして、議案第16号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和5年度予算の総額は歳入歳出それぞれ6億3,024万8,000円といたしております。この予算額は、前年度と比較しまして1,999万4,000円、率にしまして3.3%の増となっております。内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算によりご説明申し上げます。歳入の1款後期高齢者医療保険料は5億974万3,000円を計上。2款使用料及び手数料は、督促手数料として3万2,000円を計上。3款繰入金は一般会計からの繰入金として1億1,943万7,000円を計上しております。4款繰越金は存目計上。5款諸収入は、償還金およ

び還付加算金等として103万5,000円を計上しております。次に歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費は、後期高齢者医療の一般事務や保険料の賦課徴収に係る経費として420万7,000円を計上。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金および被保険者から徴収した保険料等を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございまして、6億2,401万円を計上しております。3款諸支出金は、償還金および還付加算金等として103万1,000円を計上。4款予備費では100万円を計上しております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をよろしく申し上げます。

続きまして、議案第17号令和5年度長与町介護保険特別会計予算につきましてでございます。予算書の1ページをお開きください。令和5年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ28億9,300万7,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ2,779万8,000円といたしております。この予算額は、前年度と比較しまして保険事業勘定が2,893万円、1.0%の減、介護サービス事業勘定が371万4,000円、11.8%の減となっております。それでは保険事業勘定からご説明申し上げます。予算書の2ページをお開きください。保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は第1号被保険者の保険料7億318万5,000円を計上いたしております。2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。3款1項国庫負担金は介護給付費負担金4億9,238万8,000円を、2項国庫補助金は調整交付金および地域支援事業交付金の他各種交付金1億1,880万5,000円を計上いたしております。4款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を計上。5款1項県負担金は介護給付費負担金3億5,247万8,000円、2項県補助金は地域支援事業交付金3,334万9,000円を計上いたしております。6款財産収入は存目計上です。7款1項一般会計繰入金は介護給付費繰入金の他一般会計からの繰入金4億4,071万6,000円を、2項基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金として204万3,000円を計上いたしております。8款繰越金は1,000万円を計上。9款諸収入では、延滞金、加算金及び過料、町預金利子、雑入を存目計上いたしておるところでございます。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款1項総務管理費は836万円を計上。2項徴収費は納付書郵送に係る経費の他、コンビニ収納手数料等に294万3,000円。3項介護認定審査会費は、認定審査会および認定調査に係る経費を計上いたしております。4項趣旨普及費は、介護保険資料作成として35万7,000円。5項介護保険運営協議会費は、第9期介護保険事業計画策定委託料および運営協議会開催経費など589万2,000円を計上いたしております。2款保険給付費は、要支援および要介護の認定を受けた方が利用するサービスに対する給付費で25億9,959万6,000円を計上いたしております。3款地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費として2億2,268万7,000円を

計上いたしておるところでございます。4款基金積立金は存目計上。5款公債費は一時借入金利子を計上いたしております。6款1項償還金及び還付加算金として71万1,000円、2項繰出金は介護サービス事業勘定ならびに一般会計繰出金として805万6,000円を計上いたしております。7款予備費は1,000万円を計上いたしております。次に、介護サービス事業勘定につきましてご説明申し上げます。4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款サービス収入は介護予防給付費収入として2,575万3,000円を計上。2款繰越金及び3款諸収入は存目計上でございます。4款繰入金は、保険事業勘定からの繰入金204万3,000円を計上いたしております。次に歳出でございますが、5ページをお開きください。1款1項指定介護予防支援事業費は、包括支援センター専門員の報酬、居宅事業者へのケアプラン作成委託料など2,529万6,000円を計上。2項介護予防・日常生活支援総合事業費は介護予防ケアマネジメント作成委託料250万2,000円を計上いたしております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いします。

続きまして、議案第18号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和5年度の予算総額を歳入歳出それぞれ10億9,081万7,000円として、事業の推進を図りたいと考えております。歳入歳出予算の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算によりご説明申し上げます。歳入につきましては、1款1項国庫補助金を4,226万4,000円、2款1項県補助金を937万7,000円、3款1項一般会計繰入金を5億5,409万4,000円、4款1項繰越金を4億1,367万8,000円、5款2項保留地処分金を7,140万1,000円、それぞれ計上をいたしておるところでございます。次に歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款1項都市計画費を10億7,938万円計上いたしております。主な内容といたしましては、高田南土地区画整理事業に係る長崎県への事業委託料となっております。2款1項公債費は、起債償還金として943万7,000円を計上いたしております。最後に、3款1項予備費として200万円を計上いたしております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いします。

続きまして、議案第19号令和5年度長与町水道事業会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。第2条業務の予定量としまして、令和5年度末給水戸数を1万6,024戸、年間総給水量を364万5,263立方メートル、一日平均給水量を9,960立方メートルと見込み、主要な建設改良事業の事業費として7,400万円を計上しております。第3条収益的収入及び支出の予定額としまして、収入では第1款水道事業収益7億9,793万4,000円を見込んでおります。主なものは営業収益7億2,714万円、営業外収益7,078万4,000円でございます。支出では、第1款水道事業費

用7億3,434万8,000円を計上しております。主なものは営業費用7億356万1,000円、営業外費用2,969万7,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額としまして、収入では第1款資本的収入5億3,997万8,000円を見込んでおります。これは企業債3億6,500万円と工事負担金などの負担金1億7,497万8,000円でございます。支出では、第1款資本的支出6億9,528万2,000円を計上しております。主なものが、建設改良費4億5,067万2,000円および企業債償還金2億4,261万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,530万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整金2,326万円、過年度分損益勘定留保資金1億3,204万4,000円で補填する予定でございます。続きまして、2ページをお開きください。第5条債務負担行為につきましては、令和5年度から令和6年度までの期間に行います長与町水道事業計画策定業務委託料につきまして、3,400万円を限度額とし債務の負担を行う予定としております。第6条企業債につきましては、水道施設整備の事業費に充てる目的で1億6,500万円、借換債として2億円の起債を予定いたしております。第7条一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用および特別損失間におきまして、予算の流用を可能とすることを願います。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1億12万7,000円および交際費10万円を予定いたしております。第10条たな卸資産購入限度額につきましては、968万2,000円を予定しております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いします。

続きまして、議案第20号令和5年度長与町下水道事業会計予算につきまして、予算の1ページをお開きください。第2条業務の予定量としまして、令和5年度末排水戸数を1万6,050戸、年間総排水量を367万2,808立方メートル、一日平均排水量を1万35立方メートルと見込みまして、建設改良事業として4億1,303万1,000円、国庫補助対象事業として3億2,494万円を行う予定としておるところでございます。第3条収益的収入及び支出の予定額といたしまして、収入では第1款下水道事業収益9億9,605万3,000円を見込んでおります。主なものは、営業収益6億7,361万2,000円、営業外収益3億2,239万円でございます。支出では、第1款下水道事業費用9億3,736万7,000円を計上しております。主なものは、営業費用8億7,352万2,000円、営業外費用では6,254万5,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額としまして、収入では第1款資本的収入3億4,238万6,000円を見込んでおります。これは建設改良費への充当分として、企業債2億3,650万円、国庫補助金1億375万円、受益者負担金136万円、その他資本収入の77万6,000円でございます。支出では、第1款資本的支出5億9,997万5,000円を計上

しております。主なものといたしましては、建設改良費4億1,436万1,000円、企業債償還金1億8,461万4,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,758万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,249万7,000円、過年度分損益勘定留保資金2億2,509万2,000円で補填する予定でございます。第5条債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、住民が借り入れた資金に対して、令和6年度から令和10年度までの期間に金融機関へ支払う利息相当額を限度額とし、債務の負担を行う予定としております。上記事業に伴い、借入資金に対する債務不履行時の損失補償として、借入金の償還期限到来後3カ月を経過した日から履行の日までの期間につき、元金および遅延利息の合計額を限度額とし債務の負担を行う予定としております。また、長与浄化センター改築更新工事の委託料につきまして、令和6年度施工分1億9,000万円を限度額として債務の負担を行う予定としております。2ページをお開きください。第6条企業債につきましては、建設改良費に充てる目的で2億3,650万円の起債を予定いたしております。第7条一時借入金につきましては借入限度額を3億円としております。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用および特別損失間におきまして予算の流用を可能とすることをお願いするものでございます。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費5,941万4,000円および交際費6万円を予定しております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いします。

以上が議案第14号から第20号までの提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第28、議案第21号人権擁護委員の推薦についてから、日程第30、議案第23号人権擁護委員の推薦についてまでの3件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただ今一括議題となりました議案第21号から第23号につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第21号人権擁護委員の推薦につきましてでございます。平成29年7月1日から現在に至るまでの2期6年、人権擁護委員としてご尽力を賜りました木島和美氏の任期が本年6月末日をもって満了となりますが、再度、法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。木島氏は昭和53年から平成29年まで長与町職員として勤務され、福祉関係の窓口やDV対応などの相談業務を担当し、住民福祉の向上に尽力をされておられます。退職後は長与

町社会福祉協議会に勤務され、地域の福祉の課題解決に尽力されてまいりました。

続きまして、議案第22号人権擁護委員の推薦につきましてでございます。令和2年7月1日から現在に至るまでの1期3年、人権擁護委員としてご尽力を賜りました柏田正氏の任期が本年6月末日をもって満了となりますが、再度、法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。柏田氏は、昭和51年4月から長崎県内の小学校、長崎県教育庁、西海市教育委員会などで学校教育に尽力され、平成26年3月に時津町立時津小学校校長を最後に退職されました。退職後は、平成30年3月までとぎつカナリーホールの館長を務めるなど、教育、芸術および文化活動の振興においても尽力されておられます。

続きまして、議案第23号人権擁護委員の推薦につきまして、令和2年7月1日から現在に至るまでの1期3年、人権擁護委員としてご尽力を賜りました江島英典氏の任期が本年6月末日をもって満了となりますが、再度、法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。江島氏は、昭和53年4月から長崎県の教員として勤務を始め、県内各地の小学校で学校教育に尽力され、平成27年3月に大村市立竹松小学校校長を最後に退職されました。その後は、大村市教育委員会社会教育課で社会教育指導員を務めてこられた方でございます。

以上の3名の方それぞれ、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深いご理解のある方々であると確信しておりますので、よろしくご推薦くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。

（散会 11時48分）